

横浜市と締結している防災協定

1. 災害時における緊急巡回及び応急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会及び
社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定

平成8年8月28日 締結

平成10年11月24日 実施細目締結

平成23年 4月 1日 締結(初期活動:震度5以上から震度5強以上に変更)

平成23年 4月 1日 実施細目締結

* 震度5強以上の地震が発生した場合

道路巡回パトロール、緊急点検、緊急措置、道路啓開、調査、応急復旧

2. 横浜市公共建築物に係わる震災時の応急措置等の協力に関する協定

平成 9年11月10日 締結

平成10年 3月31日 協定細目締結

* 震度5強以上の地震が発生した場合

指定された横浜市公共施設に即時出動、安全点検、安全措置(応急措置)

3. 風水害、地震その他によるがけ崩れ災害に係る応急措置等に関する横浜市と社団法人
横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定

平成19年 3月27日 締結

平成26年11月19日 締結 (改定:緊急応急対策工事)

灾害時における緊急巡回及び応急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定

横浜市（以下「甲」という。）、社団法人横浜建設業協会（以下「乙」という。）及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部（以下「丙」という。）は、災害時における緊急巡回及び応急措置等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、横浜市内に地震、風水害その他の災害時又は災害のおそれがある場合（以下、「災害時等」という。）における、緊急巡回及び応急措置等（以下「応急活動」という。）の協力に関し、甲が、乙及び丙で組織する横浜建設業防災作業隊（以下「作業隊」という。）に要請する場合の手続等について定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、作業隊に対して応急活動の協力を要請できるものとする。
2 前項の規定による要請を受けた作業隊は、必要な要員、資機材等を調達し、応急活動を実施するものとする。
3 甲は、応急活動の必要がなくなったときは、作業隊に要請の終了を告げるものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、前条の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を口頭又は電話等により連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 応急活動の内容
- (2) 指揮者の職及び氏名
- (3) 応急活動に必要な要員、資機材等
- (4) 応急活動の期間
- (5) その他必要な事項

（応急活動の実施）

第4条 作業隊は、甲の指揮者の指揮監督に従って応急活動を実施するものとする。
2 甲は、作業隊の活動が円滑に実施されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
3 応急活動の現場に指揮者がいない場合は、作業隊は、要請内容に従い応急活動を実施するものとする。この場合、作業隊は、実施状況を速やかに甲に文書で報告するものとする。

（初期活動）

第5条 作業隊は、横浜市内に震度5強以上の地震が発生したときは、前条の規定にかかわらず、応急活動を行うものとする。

（報告）

第6条 作業隊は、応急活動を実施したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等により甲に報告した後、速やかに文書で提出するものとする。

- (1) 応急活動の内容
- (2) 会社名及び責任者名

- (3) 応急活動に従事した要員、資機材等
- (4) 応急活動の従事期間
- (5) その他必要な事項
(経費の負担)

第7条 作業隊が実施した応急活動に要した経費は、甲が負担する。

(防災訓練)

第8条 甲、乙及び丙は、防災訓練を行うことにより、相互の連携を図るものとする。

- 2 乙及び丙は、甲が実施する防災訓練への協力を求められたときは、積極的に防災訓練に参加するものとする。

(事前態勢)

第9条 乙及び丙は、毎年、本協定に基づく作業員名簿及び4月1日現在の資機材等の状況について、4月末日までに甲に通知するものとする。

- 2 甲は、各土木事務所の連絡先名簿を乙及び丙に通知し、変更が生じたときは、その都度、変更内容を通知するものとする。

(補償等)

第10条 甲は、この協定に係る業務に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、当該業務に従事した者に、横浜市消防団員等公務災害等補償条例(平成9年10月横浜市条例第60号)中応急措置従事者に係る補償の規定を適用するとした場合の補償の額を限度として、補償を行うものとする。

- 2 甲は、この協定に係る業務に従事した者が、それらの業務を執行するに当たり他人に損害を与えた場合(当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。)において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。
ただし、期間満了の日前3か月までに、甲乙丙何れからの申出がないときは、この協定の有効期間は、更に1年間延長されたものとみなし、以後同様とする。

(実施細目)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関する細目は、甲乙丙協議の上定めるものとする。

(実施日)

第13条 この協定は、平成23年4月1日から効力を生ずる。

(補則)

第14条 甲乙丙との間で平成8年8月28日に締結した「災害時における緊急巡回及び応急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定」は、平成23年3月31日をもってその効力を失う。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年4月1日

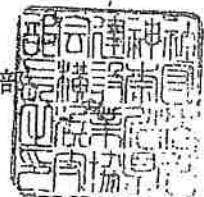
甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
横浜市長 林 文子



乙 横浜市中区太田町2丁目22番地
社団法人 横浜建設業協会
会長 工藤 次郎



丙 横浜市中区太田町2丁目22番地
社団法人 神奈川県建設業協会横浜支部
支部長 小俣 務



災害時における緊急巡回及び応急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定に係る実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における緊急巡回及び応急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に関する必要な事項について定めるものとする。

(要請手続)

第2条 協定第3条に基づく甲の要請手続は、消防局危機管理室長又は各区土木事務所が行うものとする。

2 甲からの要請は、様式1によるものとする。

(承諾書)

第3条 協定第3条に基づき、甲からの要請を受けて応急活動を実施する場合、乙及び丙は、様式2により承諾書を甲に提出するものとする。

(初期活動)

第4条 協定第5条に規定する応急活動の区域及び内容は、道路震災対策マニュアル及び緊急巡回・点検マップのとおりとする。

(報告書)

第5条 協定第6条に規定する文書による報告は、様式3によるものとする。

(負担する経費の価格決定)

第6条 協定第7条に規定する、甲の負担する経費の価格の決定にあたって、乙及び丙は、具体的な履行内容の確定後、積算根拠となる業務内訳書を甲に提出し、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(確認・検査)

第7条 甲は、乙及び丙の具体的な履行内容の確認・検査を行うものとする。

(隊員名簿)

第8条 協定第9条第1項に規定する作業隊員名簿は様式4、資機材等の状況については様式5によるものとする。

附 則

この実施細目は、平成23年4月1日から効力を生ずる。

横浜市公共建築物に係わる震災時の応急措置の協力に関する協定

横浜市（以下「甲」という。）と社団法人横浜建設業協会、社団法人神奈川県建設業協会横浜支部、社団法人横浜市電設協会、社団法人神奈川県電業協会及び社団法人神奈川県空調衛生工業会の5者（以下「乙」という。）との間で、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、横浜市域に震度5弱以上の地震が発生した場合、甲の所管する公共建築物（以下「施設」という。）の点検及び応急措置に対する乙の応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、横浜市域に震度5弱以上の地震が発生した場合に、施設の点検及び応急措置に関し、乙に対し協力を要請することができる。
2 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に対して終了を通知するものとする。

（要請手続）

第3条 前条の協力要請は、次のとおり行うものとする。

（1）震度5強以上の地震発生の場合

ア あらかじめ指定した施設（細目で定める）については、気象庁発表による横浜の震度をもって、甲が要請したものとみなす。

イ その他の施設については、甲が被災施設を特定して要請をする。

（2）震度5弱の地震発生の場合

甲が被災施設を特定して要請をする。

2 前項の協力要請は、建築局長（横浜市災害対策本部建築部部長）が行うものとする。

(応援)

第4条 乙は甲による協力要請を受けた場合は、速やかに応急措置等を行うための体制を確立し、必要な人員、機材等を出動させ、応急措置等に協力するものとする。

2 前項の規定に基づき出動した者は、施設管理者又は建築局職員の指示に従うものとする。

(経費負担)

第5条 この協定に基づく協力のために要した経費については、甲が負担するものとする。

(災害補償)

第6条 甲の要請に基づき、業務従事中の者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、その他の法令の適用がない場合は、横浜市消防団員等公務災害等補償条例（平成9年10月横浜市条例第60号）の規定に準じて、甲が補償するものとする。

(人員等の組織編成状況の報告)

第7条 乙は、この協定による応急措置等に出動させることができる人員等の組織編成状況を、毎年4月末日までに甲に対し、文書で報告するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(実施時期)

第9条 この協定は締結の日から実施する。

付 則

この協定の成立を証するため、本書 6 通を作成し、甲及び乙のそれ
ぞれの代表者が、記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 9 年 11 月 10 日

甲 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

横 浜 市

横浜市長

高秀秀信



乙 横浜市中区太田町 2 丁目 22 番地

社団法人 横浜建設業協会

会 長

中村徳久

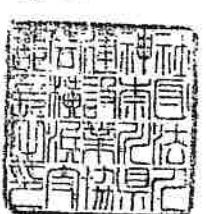


乙 横浜市中区太田町 2 丁目 22 番地

社団法人 神奈川県建設業協会横浜支部

支 部 長

渡邊謙四郎

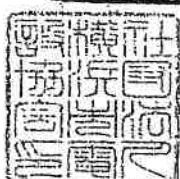


乙 横浜市中区山下町 195 番地

社団法人 横浜市電設協会

理 事 長

池松忠彦

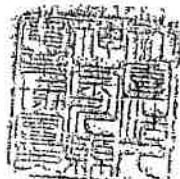


乙 横浜市中区長者町 4 丁目 9 番の 3 号

社団法人 神奈川県電業協会

会 長

名嶋後雄



乙 横浜市中区本町 6 丁目 61 番地

社団法人 神奈川県空調衛生工業会

会 長

大津



横浜市公共建築物に係わる 震災時の応急措置の協力に関する協定細目

横浜市（以下「甲」という。）と社団法人横浜建設業協会、社団法人神奈川県建設業協会横浜支部、社団法人横浜市電設協会、社団法人神奈川県電業協会及び社団法人神奈川県空調衛生工業会の5者（以下「乙」という。）は、「横浜市公共建築物に係わる震災時の応急措置の協力に関する協定（以下「協定」という。）」の定めを遵守し、災害時に公共建築物の安全点検と応急措置を速やかに実施するため、協定に基づき次とのおり「横浜市公共建築物に係わる震災時の応急措置の協力に関する協定細目」（以下「細目」という。）を定める。

（定義）

第1条 この細目で使用する用語の意義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 施 設 甲の所管する公共建築物及びこれに準ずる施設。
- (2) 即時出動 協定第3条第1項第1号アで規定する、甲が協力要請したものとみなした出動。
- (3) 会 員 乙に加入している企業。

（協定を適用する地震）

第2条 この協定による、横浜市域に震度5弱以上の地震が発生した場合とは、次の各号によるものとする。

- (1) 震度5弱以上の気象庁発表の地震。
- (2) 横浜市高密度強震計により観測された震度5弱以上の地震。

（連絡体制）

第3条 甲の連絡窓口は、建築局建築部とする。乙の連絡窓口は、原則として社団法人横浜建設業協会とする。

(出動体制)

第4条 即時出動の対象として、あらかじめ指定した施設とは、別表－1「即時出動対象施設表」に記載の施設とする。なお、対象施設に変更があった場合、甲は、速やかに乙に対し通知するものとする。

- 2 乙は、即時出動会員及び統括会員、バックアップ会員を指名し、即時出動のための班編成（建築、電気、機械の3業種で編成）を行い、甲へ報告することとし、24時間の即時出動体制を確保する。
- 3 乙は、災害時の車両通行規制に対応するため、あらかじめ甲と協議の上、緊急車両の手続を行っておくものとする。
- 4 甲は、協定の効果を発揮するために必要な、あらかじめ指定した施設の概要、平面図等を乙に提供する。
- 5 甲と乙は、会員が行う点検等が迅速かつ効果的に行えるよう、あらかじめ「公共建築物の安全点検・安全措置調査票」（以下「調査票」という。）を作成する。

(地震発生時の行動)

第5条 震度5強以上の地震が発生した場合は、次の各号のとおりとする。

(1) 甲及び施設管理者の行動

- ア 甲は、速やかに乙に対する連絡体制を整えるとともに、情報の収集や、乙に対して協定発動の確認を行うものとする。
- イ 甲は、第4条第1項に定める即時出動対象施設以外の施設については、乙に対して必要に応じて協力要請を行うものとする。
- ウ 施設管理者は、施設の被害状況を把握し、会員に適宜説明するものとする。

(2) 乙の行動

- ア 乙は、会員に対し甲の協力要請に対応するための準備指令を行うものとする。
- イ 乙は、会員の準備状況や被害状況等を取りまとめ、甲へ報告するものとする。
- ウ 乙は、甲の協力要請及びその他の情報を会員に速やかに連絡し、要請のあった施設に出動させるものとする。

(3) 会員の行動

- ア 即時出動会員は、テレビ、ラジオ等の報道により、横浜市域で震度5強以上の地震発生が確認された時点で、必要な資機材を携帯し、担当する施設に速や

かに出動するものとする。

- イ 第4条第2項に定められた統括会員は、即時出動会員の出動状況を確認し、出動が確認できない場合、速やかにバックアップ会員を出動させるものとする。
 - ウ 出動した会員は、調査票に基づき、建築、電気及び機械の安全点検並びに必要に応じた応急措置を実施するものとする。
 - エ 出動した会員は、応急措置等が終了した時点で、施設管理者と甲及び乙に対して活動内容を報告し、調査票の写しを提出するものとする。
 - オ 要請により出動した会員の行動は、ウ及びエと同じとする。
- 2 震度5弱の地震が発生した場合は、前項第1号及び第2号並びに第3号ウ、エに準ずる。

(点検等の完了措置)

第6条 乙は、協定に基づき実施した点検内容や応急措置等について、会員からの報告を報告書としてまとめた上で、甲に提出するものとする。

(報告書の内容)

第7条 報告書の内容は次のとおりとする。

- (1) 各施設ごとに実施した調査票
- (2) 安全点検及び応急措置前後の写真
- (3) 各施設に要した経費の見積（施設別に分類し集計する。）

(訓練)

第8条 甲と乙は、本協定の円滑な実施を図るため、年に1回共同で訓練を行うものとする。

- 2 訓練の日時、規模、内容は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この細目は、甲と乙の各代表の記名・押印により効力を発生するものとする。

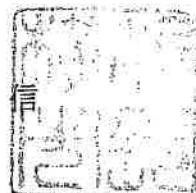
平成10年^々月^々日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市

横浜市長

高秀秀



乙 横浜市中区太田町2丁目22番地

社団法人 横浜建設業協会

会長 中村徹

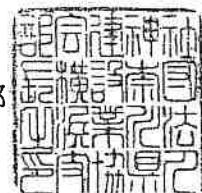


乙 横浜市中区太田町2丁目22番地

社団法人 神奈川県建設業協会 横浜支部

支部長

渡邊謙四郎



乙 横浜市中区山下町195番地

社団法人 横浜市電設協会

理事長

池松忠彦

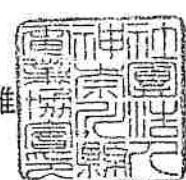


乙 横浜市中区長者町4丁目9番の3号

社団法人 神奈川県電業協会

会長

鬼嶋俊雄



乙 横浜市中区本町6丁目61番地

社団法人 神奈川県空調衛生工業会

会長

大澤洋



風水害、地震その他によるがけ崩れ災害に係る応急措置等に関する横浜市と
一般社団法人横浜建設業協会及び一般社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定

横浜市（以下「甲」という。）と一般社団法人横浜建設業協会（以下「乙」という。）及び一般社団法人神奈川県建設業協会横浜支部（以下「丙」という。）とは、風水害、地震その他によるがけ崩れ災害に係る応急措置等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、横浜市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における、応急措置等（次条で定義する「応急資材整備」、「応急仮設工事」及び「緊急応急対策工事」をいう。）に関し、甲が、乙及び丙の所員のうち横浜市内に本社を有する会員をもって組織される横浜建設業防災作業隊（以下「作業隊」という。）に要請する場合の手続等について定める。

この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）応急資材整備

この協定の応急資材整備の定義は、「がけ崩れ災害に係る防災シート等の応急資材整備事業実施要綱」に定めるところによる。

（2）応急仮設工事

この協定の応急仮設工事の定義は、「横浜市応急仮設工事助成金交付要綱」に定めるところによる。

（3）緊急応急対策工事

この協定の緊急応急対策工事の定義は、「横浜市緊急応急対策工事助成金交付要綱」に定めるところによる。

（応急資材整備）

第2条 甲は、災害時等に応急資材整備が必要と認められる場合、作業隊に対し応急防災のための出動を求め、応急資材整備についての協力を要請するものとする。

2 作業隊は、前項による要請を受けたときは、必要な人員、機材及び第4条の規定により配付された応急防災のために使用する資材を出動させ、甲の応急資材整備に協力するものとする。

（資材の保管）

第4条 甲は、応急資材整備のために使用する資材をあらかじめ作業隊に配付するものとする。

2 作業隊は、配付された資材を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 配付された資材の保管場所については甲と作業隊で別途定めるものとする。

（事前態勢）

第5条 乙及び丙は、毎年、この協定に基づく作業隊員名簿及び6月1日現在の機材並びに応急活動のために使用する資材の保管数量の状況（様式2）について、6月末日までに甲に提出するものとする。

2 各区災害対策（警戒）本部の連絡先を乙及び丙に通知し、変更が生じたときは、都度、変更内容を通知するものとする。

(要請手続)

第6条 第3条の規定による甲の要請手続は、各区災害対策（警戒）本部（各区災害対策（警戒）本部が設置されていない場合は、「各区総務課」と読み替える。以下同じ。）が担当する。

(防災活動及び報告)

第7条 作業隊は、甲の要請により災害現場に出動したときは、現場確認の上、要請事項の内容を各区災害対策（警戒）本部に確認し、要請事項に従い応急資材整備を速やかに実施する。

2 作業隊は、前項の応急資材整備の実施にあたっては、作業する者の安全について十分配慮しなければならない。

3 作業隊は、応急資材整備を実施したときは、その内容等を口頭又は電話等により各区災害対策（警戒）本部に報告するものとする

4 作業隊は、応急資材整備の終了後、次の事項を速やかに建築局企画部建築防災課がけ防災担当へ提出する。

(1) 活動状況報告（様式1）

(2) 案内図

(3) 積算根拠のわかる図面（施工箇所の正面図、断面図、崩壊土砂断面図）

(4) 着手前、完了後の写真

(5) 見積書

(6) その他必要な書類

(応急仮設工事・緊急応急対策工事)

第8条 作業隊は、応急措置等の実施に伴い、応急仮設工事又は緊急応急対策工事が必要と思われる場合には、各区災害対策（警戒）本部に報告するものとする。

(要請手続)

第9条 作業隊から報告を受けた各区災害対策（警戒）本部は、その旨を建築局企画部建築防災課がけ防災担当に連絡し、対応を要請するものとする。

(応急仮設工事・緊急応急対策工事の依頼と実施)

第10条 各区災害対策（警戒）本部から、要請を受けた建築局企画部建築防災課がけ防災担当は、応急仮設工事又は緊急応急対策工事が必要と認められた場合、作業隊に対して、工事の協力を要請するものとする。

2 作業隊は、前項による要請を受けたときは、必要な人員、機材等を整え、工事を実施する。

(工事計画書等の報告)

第11条 作業隊は、応急仮設工事又は緊急応急仮設工事を実施する場合には、工事着手前に次に掲げる図書を建築局企画部建築防災課がけ防災担当に提出するものとする。

(1) 工事計画書

(2) 工事着手届

(3) 工程表

(4) その他市長が必要と認めるもの

(工事実施)

第 12 条 作業隊は、甲の依頼により災害現場に出動し、依頼事項に従い応急仮設工事又は緊急応急対策工事を速やかに実施する。

2 作業隊は、前項の応急仮設工事又は緊急応急対策工事の実施にあたり、作業する者の安全について十分配慮しなければならない。

(工事の完了報告及び工事費の請求)

第 13 条 作業隊は、応急仮設工事又は緊急応急仮設工事の完了後、工事完了報告書に以下の図書を添えて、すみやかに市長に提出するものとする。

- (1) 工事計画書
- (2) 工事記録写真
- (3) 完成写真
- (4) 完成図
- (5) 納品書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(契約)

第 14 条 甲は、応急資材整備を実施するにあたり、原則として事前に作業隊との間で横浜市契約事務委任規則による「緊急を要する契約の手続きについて（通知）：財契一第 3613 号 平成 24 年 3 月 30 日」にもとづき、随意契約による請負契約を締結する。ただし口頭による発注及び契約を行う場合にはこの限りではない。

2 作業隊は、応急仮設工事又は緊急応急対策工事を実施するにあたり、土地所有者等と請負契約を締結するものとする。

(見積書の提出)

第 15 条 作業隊は、応急資材整備を実施する場合には、原則として着手前に見積書を建築局企画部建築防災課がけ防災担当に提出するものとする。ただし口頭による発注及び契約を行う場合にはこの限りではない。

2 作業隊は、応急仮設工事又は緊急応急対策工事を実施するにあたり、着手前に見積書等を建築局企画部建築防災課がけ防災担当に提出し、承認を受けるものとする。

(経費等の負担)

第 16 条 作業隊がこの協定に基づき実施した応急資材整備に要した経費は、甲が負担する。

2 作業隊がこの協定に基づき実施した応急仮設工事又は緊急応急仮設工事に要した工事費は、申請者からの委任に基づき、甲が作業隊に支払うものとする。

(補償等)

第 17 条 甲は、この協定に係る業務に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、当該業務に従事した者に、横浜市消防団員等公務災害等補償条例（平成 9 年 10 月横浜市条例第 60 号）中応急措置従事者に係る保障の規定を適用とした場合の補償の額を限度として、補償を行うものとする。

2 甲は、この協定に係る業務に従事した者が、それらの業務を執行するに当たり他人に損害を与えた場合（当該損失が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く）において必要があると認めたときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害補償の責任の限度において賠償を行うものとする。

(実施細目)

第 18 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な細目は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

(実施日)

第 19 条 この協定は、平成 26 年 11 月 19 日から効力を生ずる。

(補則)

第 20 条 甲と乙との間で平成 19 年 3 月 27 日に締結した「風水害、地震その他のによるがけ崩れ災害に係る応急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定」は、平成 26 年 11 月 18 日をもってその効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各原本を保有するものとする。



平成 26 年 11 月 19 日

甲 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市長 林 文子



乙 横浜市中区太田町 2 丁目 22 番地
一般社団法人 横浜建設業協会
会長 土志田 領司



丙 横浜市中区太田町 2 丁目 22 番地
一般社団法人 神奈川県建設業協会横浜支部
支部長 松尾 文明

